町田市立鶴間小学校 学級代表者会規約

1. 目的

(1) この会の名称を町田市立鶴間小学校学級代表者会（以下、「学代」）とする。
(2) 学級代表は保護者の意見や要望をまとめ、学校と協力して児童の幸せを図る。
(3) 学校と密接な連絡をとり、児童の健全育成のため協力する。
(4) 学代の所在地を町田市鶴間 4-17-1 に置く。設立日は、昭和 52 年 4 月 18 日である。

2. 会員

(1) 学代の会員（以下「会員」）は鶴間小学校保護者であることを条件とする。
(2) 会員は運営費を納めるものとする。
(3) 会員は原則 1 子につき1回委員を務めるものとする。
ただし、委員募集に免除対象を定める時は、遅くとも募集と同時に会員に案内する。
係の募集に関しても同様である。
(4) 学代は入会届兼個人情報取扱同意書の提出をもって入会とする。
(5) 会員は1家庭1件で数える。ただし、活動に参加する保護者の数を制限しない。
(6) 会員資格は子の卒業または転校まで有効とする。

3. 組織（組織図参照）

(1) 学代の運営のため、学級代表者運営委員会（以下、「運営委員会」）を組織する。
(2) 運営委員会は、会員から委員を選出する。
立候補または委員未経験者（免除対象者を除く）から選任する。
選出方法は様々な方法がとれる。
各学年 10～12 名を定員とする。選任対象者が定員より少ない場合は、欠員で学代を組織することを認める。
(3) 第6学年は卒業プロジェクトメンバーを委員として別途選出する。
(4) 運営委員会には、会長・副会長・会計・書記を基本的に 2 名ずつ役員としておく。
(5) 役員は学級代表者会もしくは学級代表者運営委員会で互選する。ただし、投票によらないでその他の方法により選任することができる。
(6) 各委員の任期は4月より次年度役員への引継ぎまでとする。
(7) 外部相談役として校長・副校長が担当する。
(8) 運営委員会における三役は会長・副会長・書記・会計とする。

4. 運営

(1) 運営委員会は、会合を毎月1回（8月は除く）開催する。相談・連絡事項がない場合はその限りではない。開催方法・出席方法はその年の三役および委員に委ねる。報告事項がある場合は「学級代表者会だより」を作成・配布する。
(2) 司会は原則として副会長が担当する。
(3) 必要に応じて専門委員を選出し、委員会を設ける。
(4) 規約がある委員会の運営や規約変更については、その委員会に一任する。
(5) 運営にあたっては学級の保護者等で十分に話し合い、意向を反映させる。

5. 活動内容

(1) 学年・学級の活動に関すること。
(2) 保護者主催の全体行事に関すること。
(3) 学級・学校行事等への協力。
(4) 教職員紹介誌発行。
(5) その他、必要と認められること。
(6) 地域との情報共有の場に参加。親睦と連携が図れるようにすること。

6. 運営費

(1)学代の運営費は1会員 1,000 円とし、保険料を含む運営費の変動は、運営委員会で決める。

(2)学代非加入の方については、学代の運営にあたり必要に応じて協力金を募る。
なお、協力金の納入は保険加入を伴うものではない。

(3)弔事は次のように定める。
本校児童・教職員及び保護者に弔慰金 5,000 円。
その他必要事項が発生した場合にはその都度協議する。

(4)途中退会は返金しないこととする。

(5)会計役員は毎年度予算案を会員に提示しなければならない。

(6)年度末には会計監査を行う。

(7)学代会計監査は副校長・学代会計監査担当が行うものとする。

7.個人情報の取扱いについて

(1)別頁「個人情報取扱規則」による。委員募集の際にも、一部抜粋して案内する。

8.雑則

(1)会員は 1 票の議決権をもつ。

(2)規約を変更する場合は委員の 3 分の 2 以上の賛成票で可決、その後、全会員の 3 分の 2 以上の賛成票を得て執行できるものとする。

(3)会長・副会長・会計・書記・安全委員長・地区委員は次年度以降の委員選出を免除される。

(4)安全副委員長・安全書記は次年度以降の学代三役・地区委員・安全委員長・安全副委員長・安全書記の選出を免除される。(令和 7 年度までの安全委員会内の副委員長・会計・書記も同様に免除される。)

(5)第 1 子が 1 年生の場合、本年度の学代の三役選出は免除される。

(6)以下の事例においては、三役で審議し、学代会合の承認をもって規約変更することができる。なお、規約変更した場合は、広報誌(学代だより)等をもって会員へ周知するものとする。

①法令の改正
②誤字・脱字
③同義の言い換え
④規約内での記載場所変更(内容変更なし)

附則
（1）この規約は令和8年度から適用する。

令和3年度2月　一部改訂
令和4年度11月　一部改訂
令和5年度11月　一部改訂
令和5年度12月　一部改訂
令和5年度3月　一部改訂
令和6年度10月　一部改訂
令和7年度10月　一部改訂
令和8年度8月　一部改訂

<6 年間保存>

個人情報取扱規則

（目的）
第1条　町田市立鶴間小学校学級代表者会（以下、「学代」）が保有する個人情報の適正な取扱いと活動の円滑な運営を図るため、個人の権利・利益を保護することを目的に、学級代表者会内 の会員名簿・電子メール・LINE 使用等によるやりとり・行事の記録その他の個人情報データベース（以下「個人情報データベース」と言う）取扱いについて定めるものとする。

（責務）
第2条　学代は、個人情報保護に関する法令を遵守するとともに、活動において個人情報の保護に努めるものとする。

（管理者）
第3条　学代における個人情報データベースとこの会所有の電子機器の管理者は、町田市立鶴間小学校学級代表者運営委員会会長とする。

（取扱者）
第4条　学代における個人情報データベース取扱者は、学代役員とその年度の各委員会内の名簿管理および配信担当とする。

（秘密保持義務）
第5条　個人情報データベースの管理者・取扱者は、職務上知りうることができた個人情報をみだりに他人に知らせ、または不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

（収集方法）
第6条　学代が個人情報を収集するときは、あらかじめその個人情報の利用目的を決め、本人に明示する。

（周知）
第7条　個人情報取扱いの方法は、おたより（学代だより等）で周知する。

（利用）

第8条　取得した個人情報は、次の目的に沿った利用を行うものとする。

（1）　学代の会費の集金・管理業務

（2）　その他の文書送付

（3）　各種名簿作成

（4）　役員・委員選出に関わる活動

（5）　会員もしくは全保護者宛の文書への役員名・委員名の記載

（6）　協力団体との会議出席者の通知・その会議が発行する紙面への記載

（利用目的による制限）

第9条　学代はあらかじめ本人の同意を得ないで、（利用）第8条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。

（管理）

第10条　個人情報は管理者または取扱者が保管するものとし、適正に管理する。また、不要になった個人情報は管理者ないし管理者の代行をする者の立ち合いのもとで、適正かつ速やかに廃棄するものとする。

（保管および持ち出し等）

第11条　個人情報データベース、個人データを取り扱う電子機器等については、ウィルス対策ソフトを入れるなど適切な状態にし、保管することとする。また、持ち出す場合は、個人データのファイルや委員の私用パソコンにパスワードをかけるなど適切に行うこととする。紙媒体は学校内にある、決められた施錠できる棚に保管する。

（第三者提供への制限）

第12条　個人情報は次にあげる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで第三者に提供してはならない。

（1）法令の定めにより提供を求められた場合

（2）学校・団体保険会社等、この会と協力関係にある機関への提供

（3）事故・災害時等で国や地方公共団体またはその委託を受けた者に協力する必要がある場合

（第三者提供に係る記録の作成等）

第13条　学代は個人情報を第三者（第12条（1）から（3））に提供した時は、次の項目について記録を作成し保存する。ただし学校への提供に関してはこの限りではない。

（1）第三者氏名

（2）提供する対象者の氏名

（3）提供する情報の項目

（4）対象者の同意を得ている旨

（情報の開示）

第14条　学代は、本人から個人情報の開示、利用停止、追加、削除を求められた場合は、法令に沿ってこれに応じる。

（漏えい時等の対応）

第15条　個人情報データベースを漏えい（紛失含む）したおそれがあることを把握した場合は、直ちに管理者に報告する。管理者は学校に連絡、早急に適切な対処をする。

（苦情の処理）

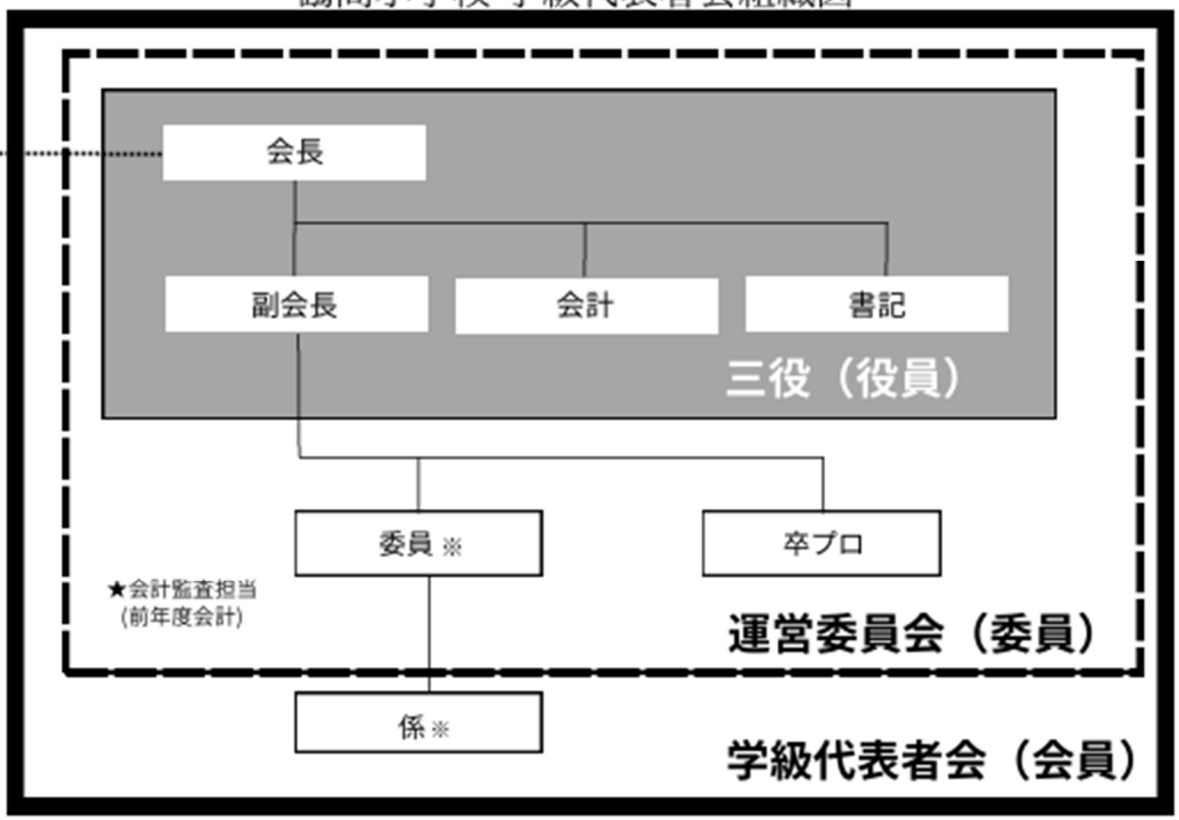
第16条　学代は、個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

（改正）

第17条　3年ごとに見直される個人情報保護法など法令の改正または実務上不備が発生した場合は、三役会議にて審議し、学代の承認をもって改定することができる。
なお、本規則を改定した場合は第7条に定める周知方法をもって会員へ周知するものとする。

附則　本規則は、令和6年1月1日より施行する

鶴間小学校 学級代表者会組織図





委員	係
安全委員・地区委員 行事委員・広報委員 等	見守り係・学校公開係・運動会係 等

（※年度により構成が変更となる場合があります）

※卒業プロジェクトメンバーに選出された場合は、別途ご案内いたします。

【委員活動の原則】

会員は、原則として在校生1人につき１回、委員を務めるものとします。
複数の在校生がいる場合は、上の学年のお子さんから順に、それぞれの在学中にご担当をお願いします。

学代三役・委員長などの役職者に関する免除規定

対象役職	免除の適用（次年度以降）	次年度以降の参加形態
会長、副会長、会計、書記 地区委員、安全委員長	委員の永久免除	次年度以降は係のみ参加
安全副委員長、安全書記	会長、副会長、書記、会計 地区委員、安全委員長の免除	次年度以降は委員、係の参加

■学代三役について（免除申請対象一覧）

以下のいずれかに該当する方は、免除の申請ができます。

- 新１年生（第１子）の保護者
- 活動が難しい事情がある方（重篤な持病・妊娠中・家族介護・乳幼児の預け先がない・ひとり親など）
- 日本語でのコミュニケーションが難しい方

該当する場合は、委員決定後に配布されるお手紙に記載のWEBフォームから申請してください。
申請がない場合は、免除の対象となりません。